

社会医療法人財団白十字会白十字病院「いきいきホール」利用規程

第1条(目的)

この規程は、社会医療法人財団白十字会白十字病院(以下「本院」という)「いきいきホール」(以下「当ホール」という)の運用について定め、その効果的な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

第2条(利用原則)

当ホールの使用に際しては、HOMES 会議室予約システム(以下「予約システム」)にて運用する。予約に関しては確定したものを入力し、中止になった場合は速やかに削除しなければならない。又、原則として仮予約は認めない。

第3条(予約システム権限)

当ホールの予約権限を有する者は、役職者および各種委員会事務取扱責任者とする。

第4条(計画的な利用)

各部門、各種委員会は「いきいきホール」利用計画を立案し、予約システムにて登録する。

第5条(適正な利用)

当ホールの収容人数、設備に則した会議、研修会での利用を原則とする。部門、部署のミーティング等、少人数での利用は原則禁止とする。予約システム権限者は、適切な利用が行われるよう調整を行う。

第6条(優先順位と調整)

予約外にて当ホール利用の必要性が発生し予約枠が重なる場合は、病院運営上、重要な会議・研修会等を優先する。疑義が発生した場合は総務課が窓口となり、各担当者間の協議を経て、病院長が決裁を行う。

第7条(外部からの利用)

外部団体等からの利用については、「いきいきホール」利用問い合わせを病院長へ提出し許可を得なければならない。利用は有料となり(別紙「白十字病院「いきいきホール」使用手順」参照)、申込手続きについては、本院の総務課および福岡建築管理室が窓口となり、病院長が承認する。

第8条(遵守事項)

- 1.当ホール利用者は次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 利用時間ならびに定員は、所定の範囲内とすること。
 - (2) 利用後の原状回復を行うこと。
 - (3) 建造物、設備及び什器備品を汚損・破損・紛失しないこと。
 - (4) 貴重品等は、当ホール利用者の責任において管理すること。
- 2.前項各号に反して当ホール利用者に損害が生じた場合、その原因の如何に関わらず、本院は一切責任を負わない。

3.当ホール利用者の責による建物、付属設備機器の破壊又は著しい汚損等が生じた場合は、本院が指定する内容で実費弁償を行う。

第9条(禁止事項)

当ホール利用者は次の事項を行ってはならない。

- (1) 本院の承認しない掲示、物品販売、募金活動、宣伝、その他本院に悪影響を及ぼす行為。
- (2) 本院へ事前に届出のない飲食物の持ち込み。
- (3) 当ホール及び病院敷地内での喫煙。
- (4) 本院へ事前に届出のない機器・音響機器の使用。
- (5) 騒音・臭気・振動・発火の危険性のある物品の持ち込み。
- (6) 壁・窓・柱等への貼り紙や釘類の使用。
- (7) 机その他に落書き又は傷をつける行為。
- (8) 本院へ事前に届出のない本院敷地内での立て看板・ビラ配布等。
- (9) 政治・宗教活動、物品の販売等を目的とした利用。
- (10) 本院患者、他の利用者、近隣に迷惑を及ぼす行為。

第10条(利用制限)

当ホール利用者が次のいずれかに該当する場合、本院は当ホールの利用の取消等の措置を取ることができる。

- (1) 申込書の記載に偽りがある場合。
- (2) 第三者に転貸した場合。
- (3) 本運用規定に違反した場合。
- (4) 公序良俗に反する場合。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力に該当、又は反社会的勢力と関係している場合。
- (6) 感染症拡大防止の為、利用不可と本院が判断した場合。
- (7) その他、本院の指示に従わない場合。

第11条(感染症拡大防止策)

本院は福岡県の感染症拡大状況に応じて、以下の感染症拡大防止策を講じる。

また、感染拡大状況によっては利用中止など本院の指示に従う。

- (1) 感染拡大時の使用可能座席数は1ホールにつき20名(2ホール使用時は40名)までとする。
(別紙、使用手順参照)
- (2) 飲食は禁止。長時間の開催は避ける(申込時に開催内容に応じた時間設定であることを確認する)。
- (3) 参加者の間隔を確保する(一つの机に椅子は2つまでとする)。
- (4) 入館時に主催者、参加者ともに会場入口に配置する手指消毒液にて手指消毒を行う。
休憩時にも手指消毒を徹底する。
- (5) 換気の悪い密閉空間とならないよう、常時、出入口ドアを開放する。
- (6) 主催者は本院が準備する除菌シート(セイフキープ)を用いて使用後に机、椅子、ドアノブ、スイッチ、使用機材の消毒を行い、退館時に本院担当者が最終確認を行う。
- (7) 終始マスクを外さない(休憩中も含む)。マスクは正しく着用する。

- (8) 参加者、講師、主催者ともに入館前に発熱、呼吸器症状がないことを確認。
(問診票を記入いただく)
- (9) 入館後、少しでも体調不良を感じたら速やかに当院へ申し出て、退館してもらう。
- (10) 大声で発声しない。
- (11) 主催者、参加者ともに使用後 14 日以内に症状が発現した場合は総務課に連絡する。

第 12 条(その他)

本規程に記載のない事項については総務課にて別途協議を行う。

第 13 条(規程の改廃)

本規程の改廃は病院長が決定するものとする。

制定 2021 年 10 月 1 日 同日施行